

中小企業経営革新事業費補助金について

1 概要

新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組、若しくは事業再編又はこれらの取組を通じた規模拡大等を目指す中小企業を支援するため、国の事業再構築補助金の自己負担部分の一部を補助します。また、補助金申請時の必須要件である事業計画策定に係る認定経営革新等支援機関への報酬の一部を補助するもの。

2 対象者

市内の中小企業者（本社（個人事業者の場合は事業所）が市内にあること）

3 補助対象事業・申請期限

- ① 国の採択を受けて実施する事業
- ② 事業計画を策定する事業

※ ①・②とも令和4年2月28日（月）まで

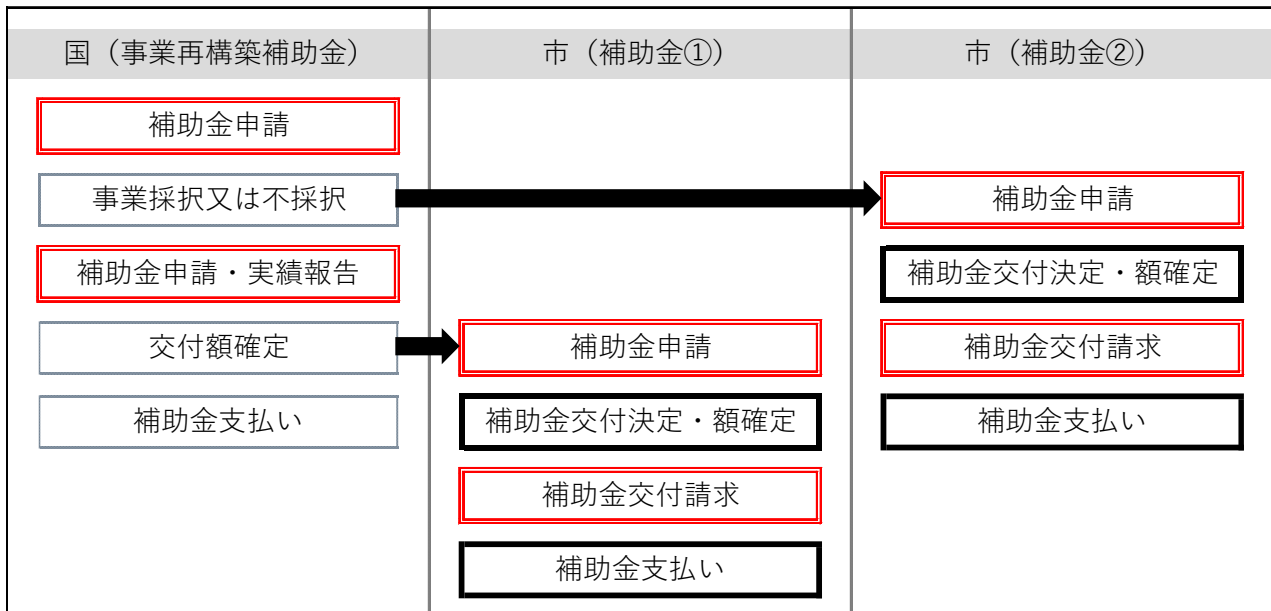
4 補助率

- ① 国に採択された事業の補助対象経費の 1/6
- ② 認定経営革新等支援機関への報酬の 1/2

5 補助金額

- ① 上限 1,000 万円／者
- ② 上限 50 万円／者（国の審査不採択分も補助対象）

6 事業の流れ



申請者の方の手続き 市の手続き 国の手続き

7 お問い合わせ

下関市役所産業振興部産業振興課
〒750-0006 下関市南部町 21-19
TEL: 083-231-1220 / FAX: 083-235-0910



① 国の採択を受けて実施する事業の自己負担部分の補助のイメージ

